

議案第 52 号

かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

かすみがうら市長 金子 敏 明

かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例

かすみがうら市印鑑条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条中「個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定による特定特別永住者証明書（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下この項において「公的個人認証法」という。）第 22 条第 7 項（同法第 22 条の 3 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により同法第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書が記載されたものに限る。）又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第 35 条の 2 第 7 項の規定により同条第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。